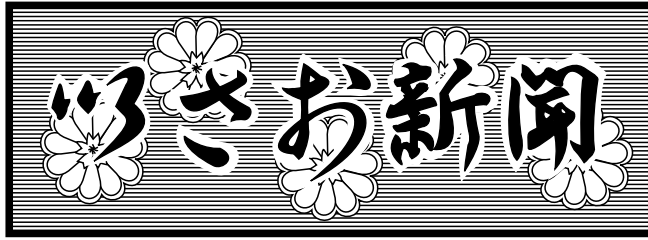


われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。



発行所 〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 岡山県遺族連盟
電話代表 086-271-7175
FAX 086-271-4815
郵便振替岡山01230-9-3532
発行責任者 岸本 清美
編集責任者 豊島 始男
印刷所 西尾総合印刷株式会社
定価 (郵税共) 年額1,200円
ホームページ http://izoku-okayama.jp/

岡山県遺族連盟 創立六十五周年を迎えて

試練を乗り越えて

日本の心の復活に全力を

二月に入り、いよいよ会計年度でいうところの新年度が間近になった。岡山県遺族連盟においても新年度の事業計画や予算を策定する季節となり、また公益法人制度改革に伴う新しい法人への移行作業など難しい課題が控えている。



岡山県遺族連盟創立60周年記念式典 (岡山市民会館：H19. 6. 2)

しかし、昨年の東日本大震災により戦没者遺族の心の拠所であり、遺族運動の拠点であった九段会館の廃業という事態となり、苦汁の選択であるが日本遺族会では職員解雇を断行し、新年度においては事業及び予算の大幅な見直しを行わざるを得ない状況となった。更に、大震災により被災した東北地方では遺族会

自体が無くなっている所もあると聞く。戦後六十七年が経過し、会員の高齢化により弱体化が進む全国各支部遺族会は今、最大の試練を迎えている。しかし、英霊の慰霊顕彰、そして遺族の処遇改善運動はやめる訳にはいかない。特に遺族運動の

中心である靖國神社問題の解決は、これからの国の在り方、そして矜持が問われる我が国の最重要の課題でもある。国に準じた戦没者の慰霊顕彰は国家が存立するための大前提であり、それは国の安全保障、防衛問題と直結する事柄である。民主党政権は鳩山、菅政権に続いて野田政権に変わったが、国を守る気概・知識もない防衛大臣や外務大臣、夫婦別姓論者の厚生労働大臣、その人達を任命した野田総理など、いったい民主党政権は日本という国を潰すつもりでいるのかとも思いたくもなる。

自分の国の歴史に誇りを持ってない、国に命を捧げたご英霊をお祀りする靖國神社に他国に配慮して参拝しない、そういう人は政治家になるべきではない。命を賭してでも国を守る気持ちが為政者にあつたのなら、とつくの昔に靖國問題は解決しているはずである。前述の様に英霊顕彰は国家存立の大前提であり、それが出来ない政治家は他国から信用されるはずもなく、今の民主党政権を見れば判るとおり諸外国から馬鹿にされるだけである。国民の信頼を失い、民主党に政権を渡した自民党にも大きな責任があるが、甘い政権公約に躍らされた国民も多に反省しなければならぬ。解散・総選挙は何時になるか分からないが、何れにしても私たちは国家意識のない人に国の舵取りを任せられないということとを忘れず、次の選挙に臨まなければならない。

新年早々、自民党は定期大会を開催し平成二十四年運動方針を決定しました。今年を政治決戦の年と位置付け、更にサンフランシスコ講和条約が発効した四月二十八日に向けて憲法改正案を策定し、国会提出を目指すとしています。しかし、遺族会の悲願である靖國問題については、昨年の運動方針と同様に「靖國神社参拝を受け継ぐ」という簡単なものであり、その熱意は私たちに伝わっては来ません。憲法改正は靖國問題の解決に当然係わっているが、大震災において被災地の人々が示した礼節ある態度に我が国の将来に一筋の光を見いだした様に、日本の政治、そして自民党が国民から信頼を取り戻す第一歩は、政党として、先ず国を代表する総理がご英霊が鎮まる靖國神社に参拝し感謝の誠を捧げ、正々堂々と運動方針に掲げ、戦後民主主義、戦後政治との決別を表明し実行することでありませぬ。憲法の政教分離に反する、更に所謂A級戦犯が祀られているからと、何のかんのと理屈をつけて靖國参拝に反対する人たちがいるが、反対のための後付けの理屈である。戦没者の慰霊顕彰は憲法以前の国の根幹に類する事柄であり、憲法に抵触するならば憲法が悪い、変えれば済むこと。憲法は国民のためのもの、ご英霊も日本の国民であります。国民が憲法のためにあるのでは決してありません。その憲法改正が今日まで遅々と進まなかったことは為政者の怠慢以外、何物でもありません。そして、日本人であるならば、あくまで戦争責任者と呼ばなければなりません。所謂A級戦犯が祀られているから戦争賛美になるという声もありません。しかし、死をもって責任をとったこの戦争責任者を靖國神社から外すとなれば、死んでも尚、死者に鞭打つということ。これこそ六十七年前の敗戦に続く我が国の第二の敗戦を意味することを肝に銘じなければなりません。彼の国では当たり前前かも知れませんが、伝統ある誇りある日本人のすることではありません。更に言うと、戦争当時のことを今の都合、価値基準をもって批判することは絶対しては行けないことでもあります。昨年、岡山県遺族連盟では初めて東部ニューギニア地域の戦跡慰霊巡洋を実施し、パプアニューギニア、ラバウルなどを巡りました。日本から赤道を超えて約六千km、成

田からジェット機で七時
間以上の距離でありま
す。現地の慰霊祭で何時
も思うことは、言い方は
適当ではありませんが、
よくもこんな遠くまで出
掛けて戦争をしたもんだ
ということですね。当時は
船の移動、これだけでも
兵隊さんたちの苦勞が偲
ばれます。

現地で行う慰霊祭の終
わりに「ふるさと」を歌
いご英霊をお慰めしま
す。しかし、三番の歌詞
「志を果たして、いつの
日にか帰らん」のところ
で何時も、ふるさと遙か
遠い、この地で亡くなら
れた兵隊さんたちのこと
が偲ばれ歌うことが出来
なくなりました。その兵隊
さんたちをお祀りする靖
國神社に国を代表する総
理は参拝しないという。
今は声なき兵隊さんと遺
族との約束だったはずで
す。時代が変わろうとも、
どんな事情があろうと
も、永遠に破ってはなら
ない約束です。
今に生かされている国
民、特に為政者がやらな
ければならないことは、
「国のため・家族のため
に戦って日本を護ったこ

英霊顕彰・処遇改善 運動の経緯

英霊にお応えすること。
経済的繁栄以上にしなけ
ればならないことは、日
本を誇りある立派な国に
することであり、日本を
その日本を誇りある立派
な国にするの第一歩
が、国を代表する総理の
靖國神社参拝であり、そ
のことが天皇陛下の御親
拝へと繋がります。
日本人の持つ矜持を被
災地の人々が示された様
に、国の政治を担う為政
者は勿論のこと、大きな
困難に直面している我々
遺族会も、ご英霊の無私
の精神と覚悟をもって日
本国の真の復活、心の復
活に当たりたいものです。

「戦争犯罪人にはあたらぬ」との考えを示し、韓国メディアなどが反発している問題について、「主意書は法的立場の確認をした。私は政府の立場なので、出てきた答弁書を踏まえた対応をしていきたい」と述べる。

⑤ 9月14日、衆議院本会議で行われた所信表明演説に対する各党代表質問で、在任中の靖國神社参拝について、「国に殉じた方々に感謝と敬意を表するのは当然だが、総合的に考慮すると首相や閣僚の公式参拝は差し控えなければならない」と述べ、参拝しない考えを表明。

また、中国や韓国が求める所謂A級戦犯の分祀に関しては、「一般論でいえば不当な内政干渉には断固とした態度をとるべきだ」と強調しながら、「宗教法人の靖國神社がどのような祭神を祀るかは憲法の信教の自由に関する事柄で、政府として見解を述べる立場にない」と述べた。

⑥ 靖國神社の秋季例大祭期間中の10月18日朝、超党派国会議員で構成する「みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会（会長・古賀誠衆議院議員）」の衆・参国会議員131人（本人68人、代理63人）がそろって参拝した。

また、麻生太郎元総理が10月18日に社頭参拝、同19日、安倍晋三元総理が昇殿参拝を行った。しかし、大祭期間中、総理・閣僚等の参拝はなかった。

参拝した衆・参国会議員の内訳は次のとおり。

党	派	本人	代理	計
自	民	50	56	106
民	主	9	3	12
国	民	1	2	3
た	ち	2	2	4
み	ん	1	0	1
諸	派	5	0	5
無	所			
合	計	68	63	131

(平成22年は128名)

⑦ 12月12日、民主党の前原誠司政調会長は都内で講演し、靖國神社に合祀されている所謂A級戦犯について、「政治が分祀を求めることはないが、自主的判断で措置が取られることを望んでいる。そうなれば天皇陛下、首相が参拝していただける環境が整う」と述べる。

(3) 国立の戦没者追悼施設新設構想

① 8月12日、枝野幸男官房長官（当時）は記者会見で、靖國神社に代わる無宗教の国立追悼施設の必要性について、「内閣と言うよりは広く国民的に、少なくとも国会における議論が重要なテーマではないか」と述べる。

② 政府は平成24年度予算での施設設置に向けた調査費

1. 英霊顕彰

(1) 全国戦没者追悼式の放映時間の延長

① 5月7日、日本遺族会は「8月15日の全国戦没者追悼式の放映時間の延長」について、NHK本部及びNHKの各都道府県放送局に対する陳情運動を各都道府県遺族会に要請した。

NHK本部及びNHKの各都道府県放送局に対する本県からの要望書は「いさお新聞」1154号（6月号）に掲載のとおり。

② 7月21日、日本遺族会の森田、増矢両副会長、畔上専務理事、女性部副部長並びに女性部幹事はNHK本部に赴き、「8月15日の全国戦没者追悼式の放映時間の延長についての要望」を松本正之会長宛、提出した。

(2) 内閣総理大臣等の靖國神社参拝

① 8月15日の「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、菅直人内閣総理大臣（当時）をはじめ、菅内閣の閣僚の靖國神社への参拝は行われなかった。

一方、自民党の谷垣禎一総裁、安倍晋三、森喜朗両元総理らは同日、参拝を行った。

② 超党派国会議員で構成する「みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会（会長・古賀誠衆議院議員）」は、15日午前11時に衆議院議員及び参議院議員124人（本人61人、代理63人）がそろって参拝した。

参拝された衆・参議員の内訳は次のとおり。

党	派	本人	代理	計
自	民	39	56	95
民	主	13	4	17
た	ち	3	2	5
国	民	3	1	4
無	所	3	0	3
合	計	61	63	124

(平成22年は95名)

③ 野田佳彦内閣総理大臣の誕生

菅直人総理（当時）は8月26日、退陣の条件としていた3法案の成立を受け、「本日をもって民主党代表を辞任し、新代表が選出された後に総理大臣の職を辞する」と辞任を表明。

8月29日、民主党代表選が行われた結果、後任の代表には菅内閣で財務大臣を務めた野田佳彦氏が選出された。

8月30日午後、衆参両院本会議の首班指名選挙で、野田佳彦民主党代表が第95代内閣総理大臣に選出された。

④ 8月30日、野田総理は記者会見で、平成17年の民主党国対委員長時代に提出した質問主意書で、A級戦犯は

で、「大阪霊爾簿等抹消訴訟」に関する判決が言い渡された。

- ② 本訴訟は、9人の戦没者遺族が彼らの同意を得ることなく家族ないし親族が靖國神社に合祀され、それが継続されていることによって、死者に対する彼らの「敬愛追慕する人格権」が侵害されたとして、靖國神社と合祀に協力した国を相手取り損害賠償を請求する一方、靖國神社に対しては「霊爾簿」などから家族や親族の指名を抹消することを求めて平成18年に提訴したもの。
- ③ 一審の大阪地裁判決は、原告の霊爾簿等からの戦没者氏名の削除請求を棄却する一方、国への慰藉料請求も退けた。
- ④ 二審の大阪高裁判決は、主文は地裁判決を踏襲し、原告の主張を全て退けたにも拘わらず、国の行為は「靖國神社の行う合祀という宗教行為そのものを援助、助長し、影響を与える行為」であると認定、これを「政教分離違反」と示唆する傍論を加えた。
- ⑤ 最高裁は原告の請求を棄却した一、二審判決を支持し上告を棄却。更に上告受理の申し立てについても、これを認めないとし、原告の完全敗訴となった。

2. 処遇改善運動

- (1) 7月26日、日本遺族会の畔上専務理事は厚生労働省社会・援護局、黒川援護企画課長(当時)、同29日、総務省人事・恩給局、渡邊恩給企画課長を訪ね、平成24年度政府予算の概算要求に本会の要望事項が反映されるよう陳情を行った。
- (2) 9月30日、各省庁より財務省に概算要求が提出された。旧ソ連地域の慰霊事業等として2億6,300万円、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業として9億8,200万円が要求された。
- (3) 11月15日、自民党の予算・税制等に関する政策懇談会が党本部で開催され、平成24年度の遺族会要望事項、概算要求の完全実現がなされるよう陳情を行った。
- (4) 12月6日、遺家族議員協議会総会が自民党本部で開催され、平成24年度の本会要望事項、概算要求の完全実現がなされるよう陳情を行った。
- (5) 12月15日、午前11時から自由民主会館8階ホールにおいて全国戦没者遺族代表約450名が参集して、第68回全国戦没者遺族大会が開催された。
同大会には、自民党の谷垣禎一総裁、塩谷立総務会長、茂木敏充政調会長、伊吹文明遺協会長をはじめ、自民党所属国会議員149名(内代理63名)、厚生労働省社会・援護局長、総務省大臣官房審議官らが来賓として出席した。
大会終了後、各支部代表は自民党本部及び国会に赴き、地元選出の自民党所属国会議員に対し、本会の要望事項に対する協力の陳情を行った。
- (6) 12月24日、平成24年度政府予算の原案を閣議決定した。
遺骨帰還事業として旧ソ連地域の慰霊事業等(身元特定作業経費等を含む)として2億6,000万円、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業として9億8,200万円が決まるなど、遺族会の要望事項は概ね認められた。
平成24年度政府予算に計上された遺族処遇改善項目は「いさお新聞」1161号(1月号)に掲載のとおり。

計上を見送った。

- (4) 石原慎太郎東京都知事の靖國神社参拝
石原都知事は8月15日、靖國神社への昇殿参拝を行った。石原都知事の靖國神社参拝は、平成12年の都知事就任以来、連続12回となった。
- (5) 森田健作千葉県知事の靖國神社参拝
森田千葉県知事は8月15日、靖國神社への昇殿参拝を行った。平成21年の県知事就任以来、連続3回目となった。
- (6) 韓国人遺族を含む「靖國神社合祀取り消し訴訟」の東京地裁判決
 - ① 7月21日、東京地裁で戦没者の遺族9人と、英霊として祀られていた生存男性の韓国人計10人が、靖國神社に無断で合祀され精神的苦痛を受けたとして、靖國神社と国に合祀の取り消しなどを求めた訴訟の判決があった。
高橋讓裁判長は「法的利益が侵害されたとは認められない」などとして原告側の請求を棄却した。韓国人が靖國神社に合祀取り消しを求めた訴訟の判決は初めて。原告側は控訴する方針。
 - ② 判決によると、靖國神社は昭和34年、国の戦没者情報に基づき、日本軍の軍人・軍属だった生存男性を含む韓国人11人を合祀。遺族らは「自国の習俗で故人を追悼する権利を侵害された」と主張していた。
 - ③ 高橋裁判長は「靖國神社への拒否感は理解し得ない訳ではないが、法的救済は認められない」との判断を示したうえで、生存男性の合祀も「人格権が限度を超えて侵害されたとはいえない」と述べる。
- (7) 沖縄県「靖國神社合祀取り消し訴訟」の福岡高裁那覇支部判決
 - ① 沖縄戦で戦死した肉親を靖國神社に無断で合祀したのは違法だとして、沖縄在住の遺族5人が靖國神社と国を相手に合祀取り消しと慰藉料(各10万円)を求めた訴訟の控訴審判決が9月6日、福岡高裁那覇支部であった。
 - ② 橋本良成裁判長は「法的利益が侵害されたとはいえない」として訴えを退け一審判決を支持、控訴を棄却した。
 - ③ 裁判では一
 - (ア) 国が靖國神社に戦没者情報を提供したことが共同不法行為に該当するか。
 - (イ) 遺族らが権利や法的利益を受けたといえるか。
 - (ウ) 情報提供が政教分離の原則に反し、不法行為に該当するかが争われた。
 - ④ 橋本裁判長は、情報提供について「神社が合祀を行うための付随的な事務である」とし、「国が神社の合祀行為を主導的に推進、又は情報提供行為などが、神社への合祀及び合祀継続行為の一部を構成しているとはできない」と一審判決を踏襲。
遺族らの権利、法的利益の侵害については「合祀によって戦没者の追悼などが妨げられ、神社の教義の信仰等を強制されたものとはいえない」と断じた。
政教分離については「私人の信教の自由が直接侵害されない限りは、私人との関係では国家賠償法上違法であると評価されない」とし、「合祀によって権利や法的利益が侵害されたとはいえない」とした。
- (8) 大阪府「大阪霊爾簿等抹消訴訟」の最高裁判決
 - ① 11月30日、最高裁判所第2小法廷(古田佑紀裁判長)

硫黄島に偲ぶ

備前市伊部

水田 紀明

十二月七日〜八日の日程で、日本遺族会主催の硫黄島戦跡慰霊巡拝に参加させていただきました。

硫黄島で戦死した叔父の顔は写真でしか知りません。岡山の工業学校を卒業して満州鉄道に入社、昭和十九年四月に現地召集となり、八月に硫黄島へ赴いております。

資料を見ると部隊は戦車第二十六連隊とあり、連隊長は西竹一中佐と記してありました。昭和七年のロサンゼルスオリンピックの馬術で、金メダルの輝いたあの西中尉(当時)です。

硫黄島へ渡る前日の十二月七日、靖国会館で結団式に臨みました。今回の慰霊巡拝には岡山からは二名が参加しましたが、永澤団長以下五十五名の参加者は三班に編成され、埼玉県の入間基地近くのホテルに一泊。翌八日の朝、自衛隊機で入

間基地を立ちました。

硫黄島は東京から南へ千二百km、飛行機で二時間四十分の距離。正に絶海の孤島です。滑走路に降りると東京の寒さから一転、熱気が伝わってきました。

到着後、直ぐにマイクロバスに分乗、約十分で合同追悼式の行われる天山の式場に着きました。栗林中将以下、陸海軍あわせて二万一千余名の内、二十年二月中旬から約一カ月の戦いで実に二万余名が戦死されました。

唯々、ご英霊の冥福をお祈りするばかりです。追悼式の後、各班に分かれて島内の慰霊巡拝へ。各部隊の拠点があった場所には部隊名が記された道標(石柱)が建っており、叔父の所属していた戦車第二十六連隊の道標もありました。

硫黄の字の如く、島は火山島で今もあちこちで湯気が上がっています。井戸を掘っても満足な飲み水が出ず、兵隊さん

ちは大変な苦勞をしたようです。火災予防のため、道標に捧げる線香に火を着けられず少し残念でしたが、叔父に九十歳前後の兄妹四人が今も元気なことを報告。そして、故郷の美味しい沢山の水と、庭にある古い柿の木(叔父が子供の頃に登ったであろう)の実をお供えし慰めました。

今も島に点在する赤錆びた当時の兵器を横目で見ながら、島の南端にある摺鉢山に登った。今は

車で行けます。山頂から一望できる島は以外に小さく、米軍が上陸した砂浜に静かに波が寄せていました。

山頂には米国の記念碑があり、戦死した兵士の認識票が数多く掛けられていた。ここで両軍合わせて三万余名が死闘を展開したとは、とても想像できない。何故、このような大きな犠牲を必要としたのか理解し難いのです。しかし、二度とあ

は、皆勝手慣れたもので、

恒例の 護國神社境内清掃

岡山市西大寺遺族連合会 会長 富岡 義雅

年も押し迫った十二月

二十七日、恒例の護國神社境内年末清掃を実施しました。寒い朝でしたが、午前八時半から二時間程、境内に建立されている各慰霊碑の清掃も併せて行いました。

森に囲まれていることもあり、この時期の境内は大変な量の落葉ですが、皆勝手慣れたもので、

車で行けます。山頂から一望できる島は以外に小さく、米軍が上陸した砂浜に静かに波が寄せていました。

山頂には米国の記念碑があり、戦死した兵士の認識票が数多く掛けられていた。ここで両軍合わせて三万余名が死闘を展開したとは、とても想像できない。何故、このよう

な大きな犠牲を必要としたのか理解し難いのです。しかし、二度とあ

は、皆勝手慣れたもので、

その後、県遺族連盟事務所のロビーで湯茶の接待をいただきながら、新年会の案内など事務連絡を行い解散いたしました。



清掃に参加した西大寺の皆さん (H23. 12. 27)



全戦没者追悼式に臨んだ2班の皆さんと (硫黄島天山慰霊碑：H23. 12. 8)

は確かです。自衛隊の輸送機での渡島という事情から滞在時間が限られており、もう少し時間が欲しかったこ

ともありませんでしたが、通常では出来ない機会を与えていただき、各関係者の皆様方に厚くお礼申し上げます。



叔父の所属した戦車第26連隊の道標にて (右が水田さん：H23. 12. 8)

遺族会の動き

平成二十四年二月行事表

- 7日 北方領土返還要求県民大会(岡山市・天神山文化プラザ)
- 11日 紀元祭・奉祝行事(県護國神社)
- 16日 「岡山の塔」慰霊奉賛会(県連盟会議室)
- 18日 近常寧氏の藍綬褒章受章を祝う会(Hグランヴィア岡山)
- 20日 井原市遺族連合会研修会(倉敷市内)
- 21日 県連盟女性部平成23年度第二回研修会(倉敷健康福祉プラザ)
- 26日 新見市石盤郷地区戦没者慰霊祭(県護國神社)
- 28日 日遺理事会・評議員会(靖国会館)
- 29日 日遺政理事會・総会(靖国会館)
- 29日 日遺支部事務局長会議(旧九段会館)
- 29日 日遺支部事務局職員共済会理事会・評議員会合同会議(旧九段会館)
- 2日 県連盟正副会長会議(県連盟会議室)
- 7日 瀬戸内市遺族連合会女性部長会議(長船町内)
- 12日 倉敷市遺族連合協議会靖國神社団参・国会陳情(東京方面) 二泊
- 16日 加賀郡吉備中央町遺族会研修会(倉敷市内)
- 18日 県連盟正副会長・常任理事合同会議(県連盟会議室)
- 22日 岡山市南遺族連合会総会(藤田公民館)
- 25日 岡山陸軍墓地春季彼岸祭(岡山市津高・岡山陸軍墓地)
- 25日 県連盟理事会・評議員会(県連盟大会議室)